

令和四年八月三日提出
質問第三三三号

「故安倍晋三国葬儀」における歌舞音曲の取り扱いに関する質問主意書

提出者 中谷一馬

「故安倍晋三国葬儀」における歌舞音曲の取り扱いに関する質問主意書

吉田茂元内閣総理大臣の国葬儀においては、故吉田茂国葬儀当日（昭和四十二年十月三十一日）哀悼の意を表するため、昭和四十二年十月二十五日、「故吉田茂国葬儀当日における弔意表明について」が閣議で了解され、

一 各省庁においては、

(1) 弔旗を掲揚すること。

(2) 葬儀中の一定時刻に黙とうすること。

(3) 各省庁の長は当日午後は公務に支障のない範囲内において職員が勤務しないことを認めることができること。

(4) 公の行事、儀式その他歌舞音曲を伴う行事はさしひかえること。

二 以上の各項については、各公署、学校、会社その他一般においても同様の方法により哀悼の意を表するよう協力を要望すること。

という内容の措置がなされた。これらに関連して以下伺う。

一 「故安倍晋三国葬儀」では、各省庁に対して公の行事、儀式その他歌舞音曲を伴う行事はさしひかえることを求めるのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。また求めるとすれば、どの省庁が対象となるのか、詳細について政府の考えを伺いたい。

二 「故安倍晋三国葬儀」では、各公署に対して公の行事、儀式その他歌舞音曲を伴う行事はさしひかえることを求めるのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。また求めるとすれば、どの公署が対象となるのか、詳細について政府の考えを伺いたい。

三 「故安倍晋三国葬儀」では、各学校に対して公の行事、儀式その他歌舞音曲を伴う行事はさしひかえることを求めるのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。また求めるとすれば、どの学校が対象となるのか、詳細について政府の考えを伺いたい。

四 「故安倍晋三国葬儀」では、会社に対して歌舞音曲を伴う行事はさしひかえることを求めるのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。また求めるとすれば、どのような会社を対象となるのか、詳細について政府の考えを伺いたい。

五 「故安倍晋三国葬儀」で、会社に対して歌舞音曲を伴う行事はさしひかえることを求めるとした際に

は、すでに会社が企画している歌舞音曲を伴う行事に関しても中止することを求めるのか、所見を伺いたい。

六 「故安倍晋三国葬儀」で、会社に対して歌舞音曲を伴う行事はさしひかえることを求めるとした際には、テレビ・ラジオ等の報道機関に対しても、歌舞音曲を伴う行事はさしひかえることを求めるのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。

七 五で中止を求める場合は、会社が政府の協力要望に応じ、すでに企画されている歌舞音曲を伴う行事を中止し、損害が生じた際には、政府として何かしらの補償をすることは検討されるのか、所見を伺いたい。

八 「故安倍晋三国葬儀」では、「その他一般」の者、組織等に対して歌舞音曲を伴う行事はさしひかえることを求めるのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。

九 「故安倍晋三国葬儀」で、「その他一般」に対して歌舞音曲を伴う行事はさしひかえることを求めるとした際には、一般の国民が個人のSNSやWebページで歌舞音曲を伴う行事や配信を行うことに関してさしひかえることを求めるのか、岸田文雄内閣の見解を伺いたい。

十 国葬儀等が行われてきた際に、政府から「協力」・「配慮」・「要望」という文言を使用した発信が行われた事例が散見されたので、それぞれの言葉の意味を確認したい。

1 「協力」とは、大辞林によれば、「ある目的に向かって力を合わせること。」、大辞泉によれば、「力を合わせて事にあたること。」とされているが、政府において「協力」という言葉を使用する際には、同様の意味合いで使用されているという認識でよいか。もし違いがある時には、どのような意味合いで使用されているのか、詳細について確認したい。

2 「配慮」とは、大辞林によれば、「心をくばること。他人や他の事のために気をつかうこと。」、大辞泉によれば、「心をくばること。心づかい。」とされているが、政府において「配慮」という言葉を使用する際には、同様の意味合いで使用されているという認識でよいか。もし違いがある時には、どのような意味合いで使用されているのか、詳細について確認したい。

3 「要望」とは、大辞林によれば、「物事の実現を強くのぞむこと。」、大辞泉によれば、「物事の実現を強く求めること。」とされているが、政府において「要望」という言葉を使用する際には、同様の意味合いで使用されているという認識でよいか。もし違いがある時には、どのような意味合いで使用されているのか、詳細について確認したい。

れているのか、詳細について確認したい。
右質問する。